

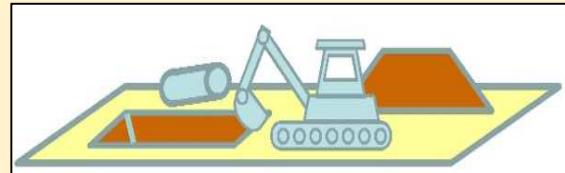


八戸市では**令和8年4月1日**から
盛土規制法の**規制が始まります**



1 盛土規制法に基づく届出

令和8年3月31日以前に
「盛土・切土工事に着手している場合」
は盛土規制法に基づく届出が必要です。



届出期間

令和8年4月1日(水) ➤ 令和8年4月22日(水)

2 届出が必要な規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えは… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にを行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

3 提出書類

(盛土・切土)の高さや面積	提出書類
①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	(1)工事の届出書
②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
③盛土と切土を同時にを行い高さが2m超の崖を生ずるもの(①②除く)	
④盛土で高さが2m超となるもの(①③除く)	
⑤盛土又は切土をする土地の面積が500m ² 超となるもの(①～④除く)	
⑥盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	(1)工事の届出書 (2)位置図 (3)地形図 (4)土地の平面図 (5)写真
⑦切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	
⑧盛土と切土を同時にを行い高さが5m超の崖を生ずるもの(⑥⑦除く)	
⑨盛土で高さが5m超となるもの(⑥⑧除く)	
⑩盛土又は切土をする土地の面積が3000m ² 超となるもの(⑥～⑨除く)	

※虚偽の届出をした場合には罰則の規定があります。

※土地所有者・管理者等は、その土地を常に安全な状態を維持する必要があるため、危険な盛土と判断される場合は、改善命令の対象となります。

※届出書に記載された情報は、法の規定によりホームページで公表します。

4 届出書

<宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書>

様式第十五【区域指定時に行われている工事の届出書(宅地造成又は特定盛土等)】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

【届出日】
令和8年4月22日までに提出

年 月 日

(あて先) 八戸市長

工事主 住所
氏名

【工事主】
法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び
代表者の氏名を記入

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第21条第1項〕〔第40条第1項〕の規定により、下記の工事について届け
出ます。

第21条第1項:宅地造成等工事規制区域
第40条第1項:特定盛土等規制区域

記

1 工事施行者住所氏名						
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)					
3 工事をしている土地の面積	平方メートル					
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土					
5 盛土又は切土の高さ	メートル					
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル					
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル				
	切 土	立方メートル				
8 工事着手年月日	年	月	日			
9 工事完了予定年月日	年	月	日			
10 工事の進捗状況						

【工事施行者住所氏名】
法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入。

【土地の所在地及び地番】
申請地内の全ての土地を地番まで記入。
代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って入力。

【工事をしている土地の面積】
土地の総面積を記入。

【盛土又は切土の高さ】
工事によって想定される盛土又は切土の高さを記入。

【盛土又は切土をする土地の面積】
工事によって想定される盛土又は切土を行う土地の面積を記入。

【盛土又は切土の土量】
工事によって想定される盛土又は切土の土量を記入。

【工事完了年月日】
未定の場合は「未定」と記入。

【工事の進捗状況】
工事の進捗状況について特記することがあれば記入。

〔注意〕

- 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

提出図面等の内容

【位置図】
縮尺・方位・道路及び目標となる地物がわかるもの

【地形図】
縮尺・方位・土地の境界線がわかるもの

【土地の平面図】
縮尺・方位・土地の境界線
がわかるもの(※1)
盛土・切土をする部分、崖、擁壁の位置等

【写真】
土地及びその付近の状況が明らかなもの

(※1)届出のために新たに測量等を行う必要はありません。

5 提出先

八戸市 都市整備部 建築指導課 開発指導グループ

住 所: 八戸市内丸一丁目1-1 別館6階

電 話: 0178-43-9136(直通)

メーリ: kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp

